

## CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

## CONTENTS

- 1 監査等委員会設置会社とは
- 2 会社法上の発行手続
- 3 金融商品取引法に基づく開示
- 4 取締役の責任
- 5 まとめ

## 監査等委員会設置会社への移行後に エクイティ・オフリングを実施する場合の留意点

弁護士 安藤 紘人

---

平成 26 年 6 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行された。これにより、コーポレート・ガバナンスの強化策の一環として創設された「監査等委員会設置会社」への移行が可能となり、すでに 100 社を超える上場会社が移行方針を公表している。そこで、本ニュースレターでは、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行した上場会社が新株発行を実施する場合を念頭に置いて、発行手続や企業内容開示等に関する留意点について概観する。

---

### 1 監査等委員会設置会社とは

監査等委員会設置会社(監査等委員会を置く株式会社)は、改正会社法により創設された新しい種類の機関設計であり、社外取締役の監督機能(すなわち、業務執行者から独立した立場にある社外取締役が、業務執行者の業績を評価してその適格性を審査する機能)に期待して、業務執行者に対する監督を強化することを目的として創設された。

監査等委員会設置会社には、株主総会、取締役会、代表取締役および会計監査人に加え、「監査等委員会」が必ず設置される。監査等委員会は、3 人以上の取締役によって構成され、その過半数は社外取締役でなければならない(したがって、監査等委員会設置会社には社外取締役が最低 2 人必要となる。)。監査等委員会は、監査を行うだけでなく、業務執行者に対する監督の役割を担い、監査等委員でない取締役の人事に関する株主総会における意見陳述権等、監督に関する特別な権限を会社法上付与されている。従来の監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行する場合、これまで監査役会設置会社の社外監査役であった者が、監査等委員会設置会社の社外取締役となることで、監査等委員会設置会社に移行することができる。

また、2 で述べる通り、監査等委員会設置会社においては、一定の要件を充たすことで、取締役会が重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。これにより、取締役会の付議議案や開催頻度を減らし、業務執行の機動性を増すことも可能となる。

## 2 会社法上の発行手続

会社法上、株式会社が募集株式の発行を行う場合、募集事項を決定しなければならない。

この点、監査役会設置会社である上場会社は、会社法上の公開会社(譲渡制限のない株式を発行している株式会社)に該当することから、通常、募集事項の決定を取締役会の決議によって行うことになる。この時、取締役会は、新株発行に関する募集事項の決定を含む、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

監査等委員会設置会社の場合も、募集事項の決定は取締役会の決議によって行い、取締役会は重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないのが原則である。しかし、

- ①取締役の過半数が社外取締役である場合、または
- ②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部もしくは一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めた場合、

のいずれかに該当する場合、取締役会はその決議によって、重要な業務執行(株主総会招集の決定等、一定の事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。取締役にその決定を委任できる業務執行の範囲は、指名委員会等設置会社(従来の委員会設置会社)の取締役会が執行役にその決定を委任できる業務執行の範囲と同程度であり、新株発行に関する募集事項の決定もこれに含まれる。

そこで、監査等委員会設置会社に移行した株式会社が新株発行を行う場合は、まず、当該株式会社の取締役の構成および定款の定めを確認して、重要な業務執行の決定を取締役に委任できるかを検討する必要がある。なお、監査等委員会設置会社に移行する会社は、機関に関する定款の定めを改廃する際、同時に「当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。」といった包括的な定めを置くケースが多いと考えられる。したがって、監査等委員会設置会社に移行した会社は、社外取締役の多寡にかかわらず、上記②に該当するとして、取締役への委任を検討できる場面が多いと考えられる。

上記の検討の結果、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる場合には、新株発行に関する機関決定を取締役会決議により行うか、または取締役会決議により行うか、取締役の決定により行うかを検討する必要がある。取締役の決定により行う場合は、取締役会決議による場合に比べて、より機動的に発行日程を組むことができる可能性がある。なお、取締役の決定により行う場合、すでに取締役への委任に関する取締役会決議が存在する可能性があるため、取締役会決議を新たに行う必要があるか、過去の決議内容を確認すべきである。

## 3 金融商品取引法に基づく開示

上場会社が新株発行を行う場合、金融商品取引法上、有価証券届出書等の発行開示書類を提出しなければならない。これらの書類の本文で開示を要求される内容は、発行会社が監査役会設置会社である場合も、監査等委員会設置会社である場合も実質的に同一である。一方、これらの書類の添付書類については、上記 2 と関連して留意が必要となる。すなわち、発行決議に関する議事録等の添付が求められているところ、取締役会が新株発行に関する募集事項の決定を取締役に委任した場合には、取締役への委任を決議した際の実務上の議事録と、委任された取締役による決定を証する書面の双方を添付しなければならない。

なお、取締役による決定を証する書面の様式に関して明文の定めはなく、どのような書面を添付すべきかについては、今後の実務の蓄積を待ちながら検討していく必要がある。しかしながら、これまで、指名委員会等設置会社がエクイティ・オフリングを実施し、当該会社の取締役会がその決定を執行役に委任した事例は存在し、その際に作成され添付書類として開示された、執行役による決定を証する書面が参考になると考えられる。

## 4 取締役の責任

例えば、株主総会の特別決議を経ずに特に有利な払込金額で募集株式の発行を行った場合等、ある会社の取締役がその任務を怠った場合、取締役は会社に対する損害賠償責任を負う。また、取締役は、このような募集株式の発行により保有株式の価値が減少した株主から責任を追及される可能性もある。取締役が負うこれらの責任は、監査役会設置会社の場合も監査等委員会設置会社の場合も同様である。

それでは、移行前に監査役として職務を行っていた者が、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役に選任された場合、その者が負う会社法上および金融商品取引法上の責任にはどのような差異が生じるか。

### (1) 会社法

まず、会社法上の責任について検討する。

監査役会設置会社においては、取締役と同様、監査役も任務懈怠の場合に損害賠償責任を負う。しかしながら、監査役の仕事に業務執行は含まれず、また当該任務に含まれる業務監査についても、その範囲は業務執行の妥当性にまでは及ばず、業務執行の適法性に限定される。

一方、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役は、自らが取締役であるため、取締役としての任務を怠った場合に損害賠償責任を負うことになる。また、監査等委員としても、監査役設置会社の監査役と同様に、業務執行の適法性について監査を行うことが求められ、取締役の違法行為を発見できなかった場合に損害賠償責任を負う場合があることに加えて、業務執行の妥当性についても監査を行うことが求められている。そのため、監査等委員は、例えば新株発行が会社の状況に照らして妥当ではなく、にもかかわらずそれを是正する行動をとらなかったような場合、監査等委員(である取締役)としての任務を怠ったとして損害賠償責任を負う可能性がある。

以上のとおり、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役が負う責任の範囲は、有利発行が問題となる場面等、業務執行の適法性が問題となるような場面においては実質的に大きく異なる可能性があるものの、一般的には、監査役会設置会社の監査役に比べて広範なものとなる。

### (2) 金融商品取引法

次に、金融商品取引法上の開示に対する責任について検討する。

新株発行に際して有価証券届出書が提出され、当該有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、提出会社の「役員」は、提出会社の株式を取得した者に対して、金融商品取引法に基づく民事上の損害賠償責任を負う可能性がある。また、発行登録書や臨時報告書など他の発行開示書類についても、このような不実の記載に関して、同様の損害賠償責任を定める規定が置かれている。さらに、このような不実の記載を含む発行開示書類の提出に関与した「役員等」に対しては、課徴金が課される可能性がある。

ここで、「役員」の定義は「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者」とされており、また、「役員等」は「当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。」とされている。したがって、「役員」および「役員等」の定義はいずれも、取締役と監査役の双方を含む概念となっており、民事上の損害賠償責任および課徴金に関して、両者は同一の取扱いを受けているといえる。

また、発行開示書類の重要事項に虚偽の記載がある場合、提出した者に刑事罰が課せられる可能性がある。この点については、監査役会設置会社の監査役は業務執行を行わず、「提出した者」になることが想定されない。また、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役も、代

表取締役や業務執行取締役になることができないことから、同様に「提出した者」になることは通常想定されていないと考えられる。したがって、この点においても両者に実質的な差異はないといえる。

以上のとおり、監査役会設置会社における監査役と、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役は、金融商品取引法の開示に対する責任については、実質的な差は存在しないといえる。

## 5 まとめ

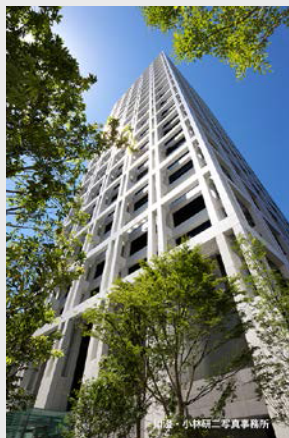
以上概観したとおり、監査等委員会設置会社に移行した株式会社は、機関決定を取締役に委任することにより、監査役会設置会社に比べて機動的にエクイティ・オフリングによる資金調達を行うことが可能となる。また、企業内容等の開示に関しては、添付書類に留意が必要であるものの、監査役会設置会社が行う開示内容と実質的に同一の開示を行うことになる。さらに、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役は、取締役および監査等委員としての責任を負うことから、監査役会設置会社における監査役に比べて、会社法上広範な責任を負うが、金融商品取引法の責任は両者とも実質的に変わらないといえる。

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の安藤紘人([hiroto.ando@amt-law.com](mailto:hiroto.ando@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいますようお願いいたします。

□ Capital Markets Legal Update  
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[cm-newsletter@amt-law.com](mailto:cm-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

□ 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。



## CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)

URL: <http://www.amt-law.com/>